

ID: 1960

担当部署: 環境課

処分の概要	熱中症対策普及団体の指定
法令名称 根拠条項	気候変動適応法 第23条第1項
法令番号	平成30年法律第50号
<p>【基準】</p> <p>法第23条第1項、第2項、省令第6条及び第9条の規定による。 (熱中症対策普及団体)</p> <p>第23条 市町村長は、一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他環境省令で定める法人であって、第3項各号に掲げる事業(以下この条において「熱中症対策普及事業」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、熱中症対策普及団体(以下この条及び次条において「普及団体」という。)として指定することができる。</p> <p>(1) 職員、業務の方法その他の事項についての熱中症対策普及事業の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。</p> <p>(2) 個人に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置その他熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施するために必要な措置として環境省令で定める措置が講じられていること。</p> <p>(3) 熱中症対策普及事業以外の事業を行っている場合には、その事業を行うことによって熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施することができるものと認められること。</p> <p>2 市町村長は、前項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしてはならない。</p> <p>(1) 第6項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であること。</p> <p>(2) その役員のうち、この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けなくなった日から2年を経過しない者があること。</p> <p>(熱中症対策普及団体として指定を受けることができる法人)</p> <p>第6条 法第23条第1項の環境省令で定める法人は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人及び会社とする。</p> <p>(個人に関する情報の取扱い)</p> <p>第9条 法第23条第1項第2号の環境省令で定める措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領を策定すること。</p> <p>(2) 個人に関する情報の適正な取扱いその他熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施のための研修の計画を策定し、これに基づいて熱中症対策普及事業従事職員に対して研修を実施すること。</p>	

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年4月1日	最終変更年月日	年 月 日